

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市大字笠幡字本田中三二三 二番一地先から同市大字笠幡字 本田中三二三二番三地先まで		区 間
一一・五〇〽 一二・二五	一一・一三〽 一一・二〇	敷地の幅員 (メートル)
四五・三〇		延長 (メートル)
る。 歩道整備事業によ		備考